

裁判員経験者の意見交換会議事録

司会者：今回来ていただいた6人の方のうち、5人の方には、量刑が争点になる事件を御担当いただき、お一人には、相当な否認事件を御担当いただきました。そして、量刑が争点になった5人の方のうち、実刑か猶予かというところが争点になった方が4人いらっしゃるという状況です。

ですから、今日は、まずは主として、量刑のあり方、刑の決め方を中心に御意見をお伺いしようかなと思っております。大変な否認事件を御担当された方は、量刑も難しかったとお聞きしております。また、審理のあり方についてもお伺いしたいと思っております。

まず最初に、お一方ずつ、裁判を経験なさって、チームで判決を出されるに至った御経験を思い返していただいて、御感想をいただきたいなと思います。

1番さんは、相当なお金を奪って相当なけがをさせた強盗致傷の事件で、執行猶予か実刑かが争いとなったようですけれども、御感想はいかがですか。

裁判員経験者1：強盗致傷で、その致傷について、被告人が故意にこかしてけがをさせたのか、被害者が自分でこけたのか、その辺のところははっきりしない事件でした。

けれども、直接手は下さなかったとしても、横から何らかの圧力があつたからこけたんだという結果になりました。押してこかしたのか、びっくりさせてこかしたのかで刑が変わるんか、僕にはわからないんですけれど。

司会者：納得のいく判決ができましたでしょうか。

裁判員経験者1：まあ、そうですね。

司会者：2番さんは、兄弟間のちょっと変わった争いの、殺人未遂の事件でした。この事件も、実刑か執行猶予かを議論なさった上、執行猶予の結論になったと伺っております。思い返していただいて、御感想はいかがでしょうか。

裁判員経験者2：どこにでもあるという言い方はおかしいのですが、肉親の争いごとというのは、自分の身にも起こり得るような部分がありますのでね、非常

に胸が痛い思いをしました。

最終的には執行猶予ということで、自分自身、ほっとしたような感じでした。

司会者：判決自体は、皆さんで議論した末、納得して出すことができたという感じですか。

裁判員経験者 2：そうですね。

司会者：3番さんも殺人未遂の事件でしたが、こちらは男女間のトラブルで、実刑か執行猶予かを議論なさった上、結論は執行猶予だったというふうに聞いております。思い起こされて、御感想はいかがでしょう。

裁判員経験者 3：最初の冒頭手続が済んで、事件の概要はわかってきたのですが、量刑をどうやって決めたらいいのか、もう皆目わかりませんでした。後ほど詳しく説明があったんで助かりましたけど、量的な判断基準については、私たちは素人なので、歯が立たないなと思いました。それが感想です。

司会者：ありがとうございます。

4番さんは、審理に何か月もかかったという大変な事件でした。非常に悩まれた末、かなり重い刑を出されたと同っております。御苦勞を思い返していただいて、御感想はいかがでしょう。

裁判員経験者 4：被告人3名にそれぞれ弁護人がついて、毎日のように審理しました。事件的には、その3人は、関わりはあるけれどもまだましな方々なのかなというところもありました。量刑については、裁判所から過去の例を出していただきました。みんなでチームとして考えていく中で、一体何が正しいのかとか、3人とも同じ量刑でいいのか、おのおのに量刑を決めていったほうがいいのかと、すごく悩んだ数か月でした。

司会者：ありがとうございます。

5番さんは、2番さんと同じ事件だったと同っております。兄弟間の争いの事件で、殺人未遂でしたが、いかがでしたか。

裁判員経験者 5：我々は、4日間という短期間でした。初日の法廷で話を聞いて

るときは、非常に緊張しました。聞き落としてはいけないとか、被告人や被害者の方の気持ちを推しはかっていくということで、ものすごく神経を使ったなと思います。後で、胃が痛くなってきたこともあったんですが、やっぱり、人を裁くということは、そういうことだなというふうに思いました。自分自身の体へのダメージが多少あっても、それはもう本望かなというふうに思ったし、それがやりがいかなというふうにも思いました。本当にいい経験をさせていただいたなと思います。

彼のこれからの更生のためにどういう判決をするのか、またどれくらいの期間拘束するのが一番いいのかということで、最終的には執行猶予付きの判決になりました。これは、一番適正な判断だったというふうに感じています。

司会者：ありがとうございます。裁判員の方が健康を害されるようなことは決してあってはいけないんですけど、大変ありがたいお言葉をいただきました。

6番さんも殺人未遂の事件でしたが、近隣紛争のようですね。結局、実刑になったようですけれども、思い返していただいて、御感想はいかがでしょう。

裁判員経験者6：初めて参加させていただきました。検事さんの求刑と弁護士さんの意見の年数がやっぱり違っていて、それぞれからどういうふうに考えられたのかという御説明がありました。その後、私たち裁判員が何年かということを決めて、最後に、裁判所から、同じような事件は何年ぐらいだという判例を出されました。自分たちが考えた結果と判例の年数とが近かったのもので、自分たちも納得ができました。最初から判例が出てしまっていたら、それに洗脳されてしまうけれども、最初は何も出されず、自分たちで考えて決めるように持っていかれたので、よかったなと思います。

裁判長が被告人に最後に言われた「真面目に務めて出所したときには、周囲の皆さんにありがとうって言ってもらえるぐらいに頑張ってくださいね」という一言がとても印象深いです。私たちも、一生懸命考えた結果こうなったということで、納得ができました。本当に、自分自身も勉強になったなと思います。

司会者：ありがとうございます。

では、中身の議論に入りたいと思います。今、6番さんから評議のお話がありましたので、そのあたりを取っかかりにしたいと思います。

今のお話は、皆さんが議論をされた後で、裁判所から、過去の裁判例を量刑グラフとしてお示しして御参考にいただいたということですね。

裁判員経験者6：そうです。最初は何も出されませんでした。最初に出ていたのは、弁護士さんと検事さんのほうから出ていた資料だけです。

司会者：先ほど、ほかの方からは、最初の取っかかりがなかったという御発言もあったんですけども、まずは量刑グラフがない状態で、この事件の刑を決めるポイントがどこで、何年ぐらいがいいのか、そこまで議論されたということなんですね。

裁判員経験者6：はい、そうでした。最初は、一体どういう経緯だったのかという内容の話をしたと思います。その後、自分たちで量刑を大体決めたところに、資料を出してこられたと思います。

司会者：今のお話では、まず皆さんで議論をして、その後に資料を示されたということでしたが、最初から資料を示されたという方もいらっしゃいますか。

裁判員経験者4：僕らのときは、最初に過去の判例の資料をいただいた後に、それぞれで考えていくという手法でした。

司会者：4番さんの場合は、争いが多い事件でしたから、先に争いのある部分について評議をして、全部有罪だということが決まってから刑の話に入るわけですね。その刑の話に入った後、最初に、過去の裁判例のグラフを配られたということですかね。

裁判員経験者4：はい。事件が多数あったんで、それぞれについて正犯か幫助かと決めていった後、紙が配られて、裁判長からメンバーそれぞれに、刑はどれぐらいですかと尋ねられて、決めていきました。

司会者：配られた紙というのは、グラフですか。

裁判員経験者4：いいえ、昭和から平成までの一覧表ですね。

司会者：わかりました。

皆さんは、検察官の意見と弁護人の意見を聞いて、それを踏まえて評議室に戻って議論をなさったと思うんですけれども、その検察官と弁護人の意見がどう評議に役に立ったか、どう評議につながったかという観点で、検察官と弁護士の方から御質問をいただきましょう。

小川検察官：先ほど、1番の方から強盗致傷事件についてお話をさせていただきましたが、強盗致傷事件では、量刑を考える上で、その犯行態様の危険性やけがの程度が重要な要素になったかと思います。

当然、検察官と弁護人の双方からこの点についてどう評価すべきかという意見があったと思うんですが、裁判員の方が危険性やけがの程度を考える上で、何か難しいと感じられた点はあったんでしょうか。

裁判員経験者1：首謀者が誰かがはっきりしないところがありました。Aという人物からBという人物に愚痴を言ったら、そのBという人物が、それならこうしたらどうやということになったので、犯行計画がどこで成立したのかというのがはっきりしないと。そこを、弁護士も検察官もきちっと出してきてなかったんで。

小川検察官：それは、刑を決める上で、共犯者と被告人とどっちが悪いのかということですか。

裁判員経験者1：そうですね。

小川検察官：どっちがリーダー的な立場かということが評議の中で大きく問題になったんだけど、論告でも弁論でも、そこがはっきりと出ていなかったと。

裁判員経験者1：そうですね。

司会者：大変危険でけがも重いから罪が重いと感じられたのか、それとも、危険なのか危険でないのか、けがが重いか軽いかという判断が難しかったのか、どっちでしょう。

裁判員経験者1：鼻骨骨折だったんですが、鼻骨というのは、ちょっと殴られたら折れる状態なんですね。僕も子供のころにけんかで経験があるんです。なの

で、僕自身は、そんなに大げがでもないという感じがしたんです。ところが、人によっては、ものすごいけがだという取り方の人もいるし、いろいろですけどね。

結果としては、犯行をしようと言ひ出さなければ起こってないんやから。それを言ひ出した者は、やっぱり相当な責任を負わないかんやろということになりました。

小川検察官：どうもありがとうございます。

検察官としては、皆さんが本来議論すべきところが論告で主張されていなかったという点について、今後十分に検討させていただいて、糧にさせていただきたいと思います。

次に、裁判員経験者の2番さんと5番さんにお伺いしたい点がございます。この事案は、動機が非常にわかりにくかったと思うんですが、これについて、検察官の論告などでわかりにくい点がありましたら、御感想をいただきたいと思っています。

司会者：2番さんと5番さんの事件は、なぜ殺そうと思ったのかがわかりにくかったということですね。

小川検察官：そうですね。この点については、検察官も十分に立証できていない部分があって、それを踏まえた論告をご覧になられていると思うんです。ですので、論告の内容で意味がわからない部分があったなどという感想を抱かれたかどうかです。

裁判員経験者5：動機は、弟さんから借りていた、預かっていたお金を使い込んだということが一つ。それと、父親が亡くなった後の不動産か保険の解約の関係で、弟さんからはんこをもらわなければいけないけど、もらえなかったといったことで、犯行に至ったんですけど、だからといって死に至る寸前までやるようなことではないというふうに感じたんですよね。

それと、弁護人のプレゼンテーションに関して言うと、弁護人と被告人との間で、今回犯した罪について、償いも含めてしっかり話をして、適切なプレゼ

ンをすることが必要だったかなと思います。そして本人も、裁判に真摯に向き合う姿勢で被告人席に座るといった形をとっていただきましたかったなというふうに思います。本人としては、全て忘れたとか、無意識だとか、ハンマーがずっと手から離れなかったとか、何かはつきりしないにもかかわらず、弁護人は、本人から聞いたことだけをさらっと流して、示談ができてから量刑で考慮をお願いしますというようなプレゼンテーションをされましたが、もっといいやり方があったのではと思います。

司会者：弁護人のプレゼンテーション自体の内容は、被告人の言い分をそのまま書いたもので、しかもその被告人の言い分が論理的ではなく、不自然だったので、そういうことを言われても、被告人が反省してるようには思えないということですか。

裁判員経験者 5：まあ、おおむねそういうことでね。プレゼンの内容と被告人の法廷での受け答えとの間にちょっとずれがあって、曖昧だったので、被告人の刑を判断するときに、憶測で進めていかなければいけない辛さがあったように思うんですね。

司会者：2番さんと5番さんの事件では、被告人が、頭が真っ白になって、やったときのことをよく覚えてないと言っていたと伺いましたが、弁護人がそういうことを弁論でもおっしゃるわけですね。それに対して、どのようにお感じになりましたか。

裁判員経験者 5：4日間という枠の中では、我々が追及していくだけの時間はないので、やっぱり検察側からもっと切り込んで、詰め切ってほしかったかなと思います。

司会者：同じ事件を担当された2番さんは、論告や弁論がわかりやすかったかという点について、いかがでしょう。

裁判員経験者 2：私は、逆によくわかったと思います。

ただ、問題は、計画性と明確な殺意を持って事に及んだかどうかということだと思っんですが、僕としては、被告人が言ったように、頭が真っ白になるこ

ともあり得るやろうなと思ったわけです。

ただ、生まれてきて、年少時から何十年にもわたるいさかひがあったということですから、そのあたりの背景がもっと明確にされたらわかりやすくなったんじゃないかとは思ってます。

司会者：論告も弁論も、検察官や弁護人の主張内容はよくわかったということですか。

裁判員経験者 2：欲を言いますと、弁護士の方は、もうあと一歩半ぐらい背景まで突っ込んで弁護してもらえると、もっとすっきりしたんじゃないかなと思います。

司会者：弁護士の方から、御質問はございませんか。

高桑弁護士：裁判員の皆様に質問したいことがあります。

量刑に関する議論の前提として、検察官や弁護人からさまざまな項目があげられて、この量刑についてはこのように判断したほうがいいんじゃないかという意見があったかと思うんですけども、そのあげられた項目の中で、なぜこれが刑を重くする事情になるのか、なぜそれが刑を軽くする事情になるのか、その理由がわかりにくかったということはありませんか。

具体的に言うと、例えば、検察側では、態様が悪質だったとか、結果が重大だったという項目があげられることがあると思いますし、弁護側では、計画性がなかったとか、被害者に落ち度があった、身内の監督が望まれるなどの項目があげられることがあると思うんですけども、項目としてわかりにくかった点があれば、教えていただきたいと思います。

裁判員経験者 6：私なりには、ほぼ理解できました。ただ、裁判長のフォローがあったんですが、論告の中でわからない言葉が何点かありました。あと、弁護側について感じたことは、証人尋問などで、被告人のフォローをもう少しきちんとしてあげていれば、情状的に少し変わったのかなというふうに思いました。

司会者：わかりにくかった言葉は、何か覚えていらっしゃいますか。

裁判員経験者 6：一つは、「犯情」という言葉だったと思います。

司会者：「犯情」とは、犯罪の重い軽いを示す事情ですね。法律家はすぐに犯情と言いますが、一般的には言いませんね。

弁護人がもう少しフォローしてくれていたらというのは、何についてですか。

裁判員経験者 6：福祉施設の方が、被告人が社会復帰をするときの更生の手伝いをしてくれるという部分をもう少し論拠づけてきちんと説明しておれば、また違ったのかなというところがありました。

司会者：検察官と弁護人が論告や弁論でおっしゃった刑を決めるポイントがわかりにくい部分がなかったかという御質問ですけれども、ほかの方はいかがでしょう。

3番さんは、わかりにくいところはなかったでしょうか。

裁判員経験者 3：そうですね、余り意識はないんですけども。もともと検察官と弁護人の量刑は違いますよね。

小川検察官：3番さんの事件では、弁護側の主張として、被告人が若いから刑を軽くしてくださいという説明とか、被告人には前科・前歴がありませんから刑を軽くしてくださいと説明があったと思うんですけど、それについて、なぜ若いことや前科・前歴がないことが刑を軽くする事情になるのかというあたりの詳しい説明はされましたか。された場合は、それはわかりやすかったですか。

裁判員経験者 3：その主張自体が私の考えと同じでしたので、わかりやすかったです。ですが、厳罰に処すべきだと考える方もいらっしゃるでしょうし。量刑については、私たちは素人で、詳しい証拠も明示されていないので、判断が難しかったです。

ちょっと思ったのは、被告人と被害者との間でメールのやりとりがあったんですけど、そのメールの内容は見られないんですかと言っても、見せてもらえなかったんですよね。メールの内容に、脅し文句とかきつい言葉が入っていたりすると、やっぱり僕らの印象も違うし、量刑の考え方も変わると思うんで

す。

専門家の方が綿密に事前協議されて、証拠も全部見て判断されてる量刑と、私たちが限られた証拠しか見られない状況で判断する量刑では、違いますよね。こういう理由でなんですよということだけを言われたときに、誘導されてしまう可能性もありますよね。そういう状態で量刑を判断できるかという、僕は、裁判員の人にはちょっと無理があるなと思ってますよね。

司会者：今の御指摘は、証拠の選別をもう少し考えるべきじゃないか、大事なものが証拠に出ていなかったんじゃないかという御趣旨だと思います。そこは、検察官としてもなるほどという部分があるかもしれませんね。

高桑弁護士：1番、2番、5番の方に質問なんですけれども、1番、2番、5番の方の事件では、多額のお金を支払って示談が成立して、被害者の方が被告人を許しますというような立証がされたと思うんです。その中で、多額の弁償がされたという事実と、被害者が許したという事実のどちらのを重視されたんでしょうか。重視した場合、その理由についてもお伺いしたいと思います。

裁判員経験者1：被害額以上の金を弁償したという話は聞きました。それと、結果的には、両親が今後監督していきますからという形でした。そのとき、両親が監督すれば刑は軽くなるのかなと、ちょっとおかしいなとは思ったんです。

司会者：2番さんの事件は、被告人が随分な金額を支払って、被害者が許すと言ったということでしたが、これはかなり考慮なさったんでしょうか。

裁判員経験者2：相続の関連でして、390万円の示談金を支払ったということと、もう一つは、弟さんは、被告人に何回か面会に行って差し入れもして、被告人の娘さんが学校でいじめに遭わないように、できるだけ穏便な形にと嘆願されたということがあったと思います。

司会者：5番さんは、どうでしょうか。

裁判員経験者5：示談金390万円のうちの100万円は、本来は弟さんのお金なのと、保険の解約の関係で弟さんが当然に受け取れる金額とかを考えたときに、そのお金によって刑が左右されるものではないなというのはありました。

やはり一番大きかったのは、兄弟関係、親戚関係、娘さんとの関係でした。この問題を早く解決して、兄弟、親戚がこれから末永く協力し合って生活していくために必要な刑の重さはどれくらいなのかということと、人を殺めるという大きなことに対する償いの量はどれくらいなのかというところが中心だったと思います。

司会者：ありがとうございます。

少し違う観点から論告弁論に関するお話を伺います。多くの皆さんの事件では、検察官と弁護士から、懲役何年だ、あるいは執行猶予だということと、その理由として、過去の裁判例はこうなってるからだと説明されたのではないかと思います。そのような、過去の裁判例に照らしてどうかという説明の仕方がわかりやすかったかどうか、あるいは、そういう説明のあり方についてどう考えられたかという点はいかがでしょうか、

裁判員経験者 6：論告弁論で検事や弁護士が説明された時点では、私は、まだよくわかっていませんでした。後の評議の中で、ああ、これくらいなんかなというのがわかってきました。

司会者：6番さんの事件では、弁護士から、過去の同種の事件に照らせば懲役3年から6年ほどの事件であるという説明がなされたのですね。その説明がわかりやすかったかどうか、その説明があったことがその後の評議のためによかったかどうかについて、いかがですか。

裁判員経験者 6：参考にはしましたが、私としては、基本的には真っ白な状態で考えたいなと思っていましたので、検察官と弁護人のどちらからの説明の年数も、余り考えないようにしました。

司会者：弁護士から懲役4年がいいというふうに説明があるとして、単に、こういういい事情がある、かわいそうだ、だから4年だと説明されるのと、過去の裁判例はこうなっているから4年だと説明されるのでは、評議に違いが出ますか。

裁判員経験者 6：そこら辺は、余り加味せずに考えていきました。

司会者：5番さんの事件は、弁護人から、過去の裁判例によれば、執行猶予の場合がこうで、実刑の場合はこうだと、ずいぶん詳しく説明があったようですけども、それをお聞きになってどうでしたか。

裁判員経験者5：そのこと自体は、自分の判断基準にはなっていません。示談が成立しているとか、被害者が許すという方向であるということなどから考えました。ただ、懲役の年数が3なのか4なのか5なのかとか、そこは非常に考えたところでしたね。

ただ、執行猶予をつける基準として3年というのがあるんですが、そのあたりが基準になるなという漠然とした思いがあって、そこへ持っていくための材料があるかというところの論議はさせていただいたと思います。

司会者：ほかに、論告弁論で、過去の裁判例に照らして年数の根拠を説明されて、それがよかったとか悪かったという観点の御意見はございませんか。

裁判員経験者2：基本的には、あらゆる事件が全て違うわけですから、なかなか難しい問題があるとは思うんですけども、検察官も弁護人も、やはり過去の判例に従ってされているのは仕方がないことかなと思います。

具体的な状況であるとか、動機その他で若干の幅があるので、そこをどのくらいにするかというところが、裁判員が参加する意味ではないかと思います。

司会者：ありがとうございました。次は、証拠調べの中身について、証人尋問や被告人質問がわかりやすかったか、内容はどうだったかというところをお伺いしたいと思います。

4番さんは、たくさんの証人尋問と被告人質問を聞いて、たくさんの争点について有罪、無罪の判断をされました。それに当たって、検察官、弁護人がどうだったかということをお伺いします。まずは、検察官から御質問をどうぞ。

小川検察官：今、司会者より御指摘があったとおり、非常に多くの方の証人尋問が行われたり、人間関係が非常に複雑な事案であったと思います。そこで、検察官側から聞かせていただきたいのは、検察官の証人尋問の仕方や被告人質問の内容などで、この点はわかりやすかったとか、よかったなと思う点、逆に何

を聞かれているのかよくわからなかった点、こういうふうにしたほうがよかつたんじゃないかと思われた点があれば、忌憚なく御意見をいただきたいと思います。

裁判員経験者 4：検察の方は、時系列の表を前もって配ってくれて、順序立てて説明してくれてたんで、非常にわかりやすかったです。すごくいっぱい証拠写真とか動画とか見てきた中で、被告人質問の際も、すごくゆっくりしゃべってくれて、非常にわかりやすくなりました。

高桑弁護士：今回は、被告人それぞれに複数の弁護士がついていて、聞き方もばらばらになっていたと思うんですね。それがわかりにくかったのかという点と、どういう人がわかりやすくて、どういう人がわかりにくいのかという点を具体的に御説明いただければ助かります。

裁判員経験者 4：弁護側も、最初に表を配ってくれて、こういう順番で聞きますと言っていたんですけど、裁判員からしたら、次にいきますというのがなく、話の流れのまま続けていかれるので、今何番のどの質問をしているのかなというふうになっていました。時系列で聞いてくれていると思ったら急に過去に戻ったり、過去に戻っていると思ったら、また先のほうの話をしたりというふうには、前にいったり後ろにいったりするんで、非常にわかりにくかったです。あと、早口でしゃべられたりもしました。

あと、被告人質問のなかで、ある裁判員が質問を投げかけたときに、被告人が答えてくれかけたんですけど、弁護人が被告人のもとに行って、止めに入られた場面があったんですね。結局、何を言おうとしているのかがわからなかったもので、どんなことを被告人が言いたかったのか、いまだに疑問があります。

司会者：この事件は、被告人ごとに何人かずつ弁護人がいるんですね。そうすると、一人の被告人に対して4人も5人もの弁護人が質問をする状況だったんじゃないかと思うんですけども、それについてはどうでしたか。

裁判員経験者 4：できたら、一人の方がずっと話し続けてくれたほうが、裁判員側はわかりやすかつたんじゃないかなと思います。事実ごとに弁護士が変わっ

ていくので、ちょっとしんどかったです。

高桑弁護士：4番さんの事件では、証人尋問を行った後に、さらに供述調書が出た場面があったと思うんですけども、その点について、何でそういうことになるのかは理解はできましたか。また、その点についてはどのようなことを考えましたか。

裁判員経験者4：確かに、検察側から急に供述調書が提示されて、何で急にと思いましたが、被告人が法廷で話している内容と、検察の取り調べのときに話している内容とが違う部分に線が入っていて、わかりやすくなっていました。ほかの場面ではそういうものが出てきていなかったの、そこが争点になってるのかなと思って、びっくりはしました。

司会者：検察官からは、何かございますか。

小川検察官：証人尋問からずれてしまうんですけども、審理のあり方という点についてお伺いした点があります。非常に長い審理であったと思うんですが、審理を進めていく上で、検察官の訴訟活動、証人尋問や証拠の取調べの方法で、ここを改善すれば負担が軽減できるとか、こういう工夫をしてもらえたらストレスを感じずもう少しゆとりをもって審議に臨めたといった点がありましたら御教示いただきたいんですが。

司会者：この御質問は、検察官と弁護人の両方からの御質問と理解していただいてもいいかもしれませんね。こういう長い審理で、御負担をなるべく軽くしつつ、しかし、内容はよくわかるようにするための工夫点として、何か御経験を踏まえて御指摘いただけることはありますでしょうか。

裁判員経験者4：写真が法廷の大画面に映し出されるときに、どのような内容を一言添えてもらえたら、見る側もちょっと身構えることができたんじゃないかなと思います。証拠書類を映し出すようないつもの口調でモニターに映してくださいと言って、映ったのがよくある証拠書類ではなくいきなり凄惨な写真だったとなると、ストレスに感じたりする場合もあるので、法廷では、そういうときは、どのような内容なのかについて一言あったらいいんじゃないかなと

いうふうには思いました。

司会者：念のために確認しますが、御遺体の写真ではないんですね。

裁判員経験者 4：はい。御遺体の写真は一切なくて、それまでの道中の写真です。

司会者：暴行を受けている状況の写真ということですか。

裁判員経験者 4：いえ、暴行を受けた後の写真。

司会者：けがの状態とか。

裁判員経験者 4：はい。

裁判員経験者 3：弁護人と検察官にお願いというか、検討してほしいことがあるんです。事件としてどういうことが起きたのか、実際に何があったかということが一番問題になると思うんですよね。それについて、弁護人は、被告人から直に聞くのでそのままのストーリーになるんですけども、検察側のほうは、ある程度証拠を調べて、ストーリーを立てないといけないという立場ですよね。でも、結局、身ぶり手ぶりとか書類の証拠とかを出されて、それで判断しろと言われても、裁判員のほうでは、何が起きたかというストーリーを頭の中で想像するしかないんですよね。私は、裁判所で、こうなったんだというようなことを実際に演技でやってみたことがあるんですけども、そういうことを各自の頭の中で想像しなければいけないということが、結構難しいんですよね。各自がばらばらで想像してしまうんです。検察側、弁護人側の主張が果たしてそのとおりのストーリーとして裁判員に受け入れられているかどうかという点を考えてほしいと思います。もちろん、それを説明するために一生懸命にされるんですけども、ほかに、例えば、再現ビデオとか再現フィルムとか、再現アニメやCGで、検察官側としてはこういうストーリーで、弁護人側としてはこういうストーリーですよというのを見せてほしいんですよね。それであれば、殺人現場で血が出ていたとしても、見てもプレッシャーにはならないし。そういうことをやったほうが、状況がはっきりすると思うんですよね。幾ら身振りや手ぶりで説明されたり、こういう状況でしたと証拠を見せられてもなかなかわか

らないので、精緻なアニメを作って見せていただくほうがいいです。

司会者：皆さん、御自分が担当なさった事件の被告人質問や証人尋問を思い出していただいて、尋問の仕方であるとか段取りで、こういうところがよくなかったからこう変えたほうがいいんじゃないかということがありましたら、おっしゃっていただけますか。

小川検察官：6番の方にお伺いしたい点がございます。6番さんが担当された事件においては、被害者の負傷状況を明らかにするために、医師の方が出廷して状況を説明していただけたかと思えます。この医師の方の証人尋問では、けがの状況などを図面を用いて説明していたと思うんですが、ご覧になって、良かった点やわかりにくかった点がありましたら、教えていただけますか。

裁判員経験者6：結構月日がたってますので、記憶でしかないんですけども、医師の方が説明されて、刺された部分を図示されていたと思えます。実際の患部を見たわけではなく、ここにこういう形で刺したというのを図示されていたので、それがわかりやすかったのと、お医者さんの説明自体もすごくわかりやすかったと思えます。ただ、お医者さんの証人尋問はもう少し初めの方にやったほうがよかったかなと思えます。被害状況やら、もし刺したらどういうことが起きるかというのをお医者さんは説明されてたんですけども、そういうのが最初のほうにあって、後でいろいろな証人から話を聞くほうがよかったかなというのは思いました。

小川検察官：この事案は、まず被害者の証人尋問からしているんですが、被害者の証人尋問がちょっとわかりにくかったという御指摘でしょうか。

裁判員経験者6：そうですね。被害者の方の証言とお医者さんの証言が若干ずれていたように感じておりました。なので、先にお医者さんに証言をいただいて、後に被害者の証言を聞いたほうが、もう少し判断もしやすかったかなと思っております。

司会者：検察官としては、被害者の方に被害の状況をわかりやすく話していただくというのはなかなか難しいことで、そこの苦勞の観点から質問されたんでし

ようか。

小川検察官：はい。やはり、被害を受けている最中の被害者というのは、慌てている面もありますので、正確に表現するのはなかなか難しいところがあります。そうすると、医師の方に専門家の観点から傷の状況を説明してもらうことで非常にわかりやすくなるのかなと思いました。そういう観点から、証人尋問について御意見を伺ってみたかったということです。

司会者：先ほどの3番さんの御意見にも似たところがあるかと思うんですけれども、被害者と被告人が、こうやって刺した、こうやって刺されたとそれぞれ法廷でしゃべりますよね。だけど、それを耳で聞いてもなかなかよくわからないから、CGやアニメで再現してはどうかという一つの御提案をいただいたわけですね。検察官や弁護士としては、証人尋問と被告人質問でそこを明らかにしていくという中で、CGが今できないのであれば、せめてこうしたらいいんじゃないかという観点の御指摘ですね。

裁判員経験者3：CGやアニメは、そんな難しいことじゃないですよ。ちょっと業者に頼んで、こういうストーリーで書いてくれと言うと、そんなに金額もかかりません。

司会者：それは別途検討するとして、現状行われた手続との関係ではどうでしょう。

裁判員経験者3：弁護士は弁護士で、検察官は検察官で、ある程度、現場の状況などを詳しい資料で検討できますよね。ですが、私どもは、法廷で全部の証拠を見られるわけじゃないですよ。法廷で、被害者に「被害者は前にどういう罪状で刑務所入っていたんですか。」という質問をしたら、被害者から「いや、それは言えません。」と言われて、裁判長に「裁判長の権限で、被害者の前の罪状はわからないんですか。」と言ったら、きっぱりと、「いや、私にはわかりません。」、「調べられません。」、「弁護士と検察官から提出された証拠のみで判断します。」と言われたんですよ。裁判長がその状態なのに、それよりももっと少ない情報量と経験で判断しろというほうが難しいと思いま

す。例えば医者や診断書や詳しい専門知識で説明されても、知識のない人間には何が何か、どういう状況なのかわからないので、そういう問題があります。今のところ言えるのはそれだけで、先ほど言ったCGであれば、どういう刺し方か、斜めに入ってるのかがまだわかりやすいということでお話をしたわけです。

司会者：ありがとうございました。

弁護士の方から、何か御質問はございませんか。

高桑弁護士：皆様に御質問します。量刑を決める際、被告人が反省しているかどうかの一つのポイントになったかと思われるんですけども、証人尋問での被告人の話しぶりや身ぶりを見て、被告人がこういう点で反省しているなど感じた点や、逆に、こういう話し方、態度から反省してないんじゃないかというふうに感じた点がありましたら、お聞きしたいです。

裁判員経験者2：私は、それが非常に重要な要素やないかなと思います。表面上を見ますと、態度や服装が非常に大きいんじゃないかなと思います。

それと、傍聴席に来られる御家族の方々からも影響を受けることがあり得ると思います。

司会者：ほかの皆さんは、いかがでしょうか。

裁判員経験者3：これも批判になるんですけども、もともと弁護人と検察官の事件のストーリーが決まってるような気がします。私は、被告人に、「これから、お子さんは何人欲しいですか。」、「あなたは何か将来の夢がありますか。」という質問をさせてもらったんですよ。そうすると、被告人は、「自分の嫁はんは、おろしたんで、あと一人か二人しか産めません。」という話と、「私は昔ボクシングをやっていたので。」という話をしたんです。そのとき、弁護人のほうが凍りついたんです。被告人がボクシングをやっていたということは、資料上どこにも書いてなかったんですよ。私たちが知らなかった状況が出てきたんです。ボクシングをやっていて、昔ガールフレンドを殴ったということを証言したために、被告人にとって不利になったと思うんですよ。だ

けど、私はそれを聞いて、自分に不利な証言でも言ってしまったということ
で、ああ、こいつは正直なやつだなと思いました。

司会者： 弁護士と被告人とが打合せをし過ぎていて、どんな話をするのかについて一問一答のシナリオができていような被告人質問は、かえって印象が悪いという御指摘でしょうかね。そういう意味でいうと、打合せがされているのか疑問に感じられたのが6番さんの被告人質問だったんじゃないですか。被告人質問での被告人の様子や、被告人が反省しているのかどうかという観点から、いかがですか。

裁判員経験者6： 私が関わった被告人さんは、すごく耳が遠かったんで、弁護士や検事からの質問がどこまで聞こえてるかがよくわかりませんでした。被告人からどうですかと聞かれてもあまり反応がなかったんで、全然聞こえてないのかなと思って、ちょっとかわいそうなところもあるのかなというのは思っていました。

司会者： そういう被告人であったから、反省しているかしていないかの判断が少し難しかったということですね。

裁判員経験者6： そうですね。

司会者： 検察官の方は、いかがですか。

小川検察官： これは判決書にも書かれているのですが、審理の最後に、被告人から、被害者が刺されるのはいたし方ないという趣旨の発言があったと思うんです。あの発言について、裁判員の方の率直な感想としてどう思われたのかという点についてお伺いしたいんですが。

裁判員経験者6： そうですね。確か、最後の質問に対する被告人の答えがそうだったと思います。その点は、情状という意味では、やはりマイナスとして大きかったと思います。

司会者： 裁判官側から、評議のあり方がどうだったかなどお聞きになりたいことはございませんか。

西野裁判官： 今日お聞きした中でも出ました量刑グラフの扱いについて、私も毎

回、悩ましいなと思っています。裁判員の方の中には、過去の前例にとらわれずに自由に意見を言いたいとおっしゃる方と、前例を見せてもらえないと意見なんて言えませんよとおっしゃる方とで分かれるんですけども、この点について、今後どのように扱っていけばいいか、何か御意見があれば教えてください。

司会者：先ほど、6番さんは、最初は見せずに最後に見せられたのがよかったという観点で御意見をおっしゃったんですかね。

裁判員経験者6：一応、真っ白な状態から考えられたので、よかったと思います。

司会者：過去の量刑に関するグラフをお示しするのがいいのかどうかということと、最初からお示しするのと、最初はお示しせずにある程度後の段階でお示しするのでは、どちらがいいかということですが、5番さんはどう思われますか。

裁判員経験者5：やはり裁判というのは、過去の判例に基づいて、それを基準にして判決が考えられるのだということがわかっていたので、過去の判例は知りたいなと思ってました。ただ、今回私が取り扱ったような事例に関しては、判例が少なかったので、前例として出されたことが本当によかったのかどうかというのは、少し感じました。結局、前例が多ければバランスがとれるんですけど、前例が少なすぎると影響が大きくなり過ぎないかなと感じました。実際には、それには影響を受けてはないんですけど、もうちょっと判例が多ければそれに越したことはなかったと思います。

司会者：5番さんが経験された事件では、検察官と弁護人がそれぞれ詳しい検索条件で前例を検索された結果、件数がごく少なかったということではありませんでしたか。

裁判員経験者5：そうですね。

司会者：では、4番さんはいかがですか。

裁判員経験者4：だんだん思い出してきました。判決の二日前ぐらいの、評議の

とき、モニターには、どういう事件で無期懲役や死刑かというのが出されて、手元のほうには、大体ここで刑が推移しますという紙ベースのグラフが出されました。僕は、今まで裁判に携わったことがないし、どこを基準にしたらいいかというのもわからない中で、すごく参考になってよかったんじゃないかなと思います。

司会者：3番さんはいかがですか。

裁判員経験者3：裁判員のパンフレットの中にもあるんですけども、最初に裁判官とか検察官とか弁護士が集まって緻密に証拠などを精査して、凝縮した結果を裁判員に与えて判断してもらいますと書いてあるんですよ。だから、ある程度、そこでストーリーができ上がっていて、量刑についても、プロなんだからある程度は決まってると思っています。法律の専門家が判例を研究して煮詰めていくと、同じ専門家の間では、大体量刑はこれぐらいだという見積もりが出てくると思うんです。そういう結果を先に出されると、それに誘導されて、先入観が生まれてしまうからダメだという意見がありましたけども、専門家が出してきたそういう判断というのはある程度確実なものだという感想を持つか、そんなもんかなとかいう感想を持つかは私たち次第であって、こんな判決はおかしいと思えばそういう反応をすればいいと思うんですよ。僕らは全くの素人で、おまけに証拠もすべては見せてもらえない、そういう状況で量刑を決めろと言われて、決めたら後で、いや、判例はこんなんですよとか言われると、ちょっとそれはどうかなという気になるんですよ。だから、最初に裁判官がプロの判断としてこうですよという案を二、三出して見せてもらって、それを私たちが判断するというほうがいいと思うんです。

司会者：2番さんはいかがですか。

裁判員経験者2：公平公正ということからしますと、この判例主義というのはいたし方ないんじゃないかなと私は思います。あくまでも、裁判は、検察官が求刑するわけですよ。言葉の表現はおかしいんですが、それがたたき台で、そこからどの辺に落としていくかというようなことが話し合いで決まると思うん

で、私は、ある程度やむを得ないなというふうに感じています。

司会者：1番さん、どうぞ。

裁判員経験者1：僕らは全くの素人なんで、例えば泥棒をしても、10万円を泥棒するのと100万円を泥棒するのと1,000万円を泥棒するのでは、量刑が違うと思うんですね。だけど、それがいくらぐらいの量刑になるかは全く見当がつかないわけですよ。そやから、最初に、10万円やったら大体こんなもん、100万円やったら大体こんなもん、1,000万円やったら大体こんなもんと、前例を示してもらったほうがやりやすいんですね。それが正しいんか正しくないんかというのも判断がつかない状態なんですけどね。そやけど、正直に言うと、検察から出された罪状が間違いないかどうかを裁判員が検討して、量刑そのものは裁判長と裁判官が決めていったほうが、本当はいいのではないかなとは思うんですよ。

司会者：裁判員の法律を作った当時も、裁判員の皆さんに量刑まで決めてもらうのかどうかは議論がされました。これは、逆の意見もあったのですが、最終的には、量刑も裁判員と裁判官とが一緒に議論をして決めていくのがあるべき姿だという結論になったわけです。ただ、今のご意見にもなるほどと思いました。

そうしましたら、最後に、裁判員の皆さまから、これから裁判員になられる方々に対するメッセージをお一言ずついただきたいと存じます。

裁判員経験者1：僕は、もう70歳を越してますけど、裁判所には1回も来たことがなかったんですよ。ですので、やっぱりどんなところか不安だったんですね。そやから、できたら、裁判員が決まってから裁判が始まるまでの期間に、事前に裁判の傍聴ができますよという案内があったらよかったなと思います。一度見に行ったら雰囲気がわかったほうが安心できると思うんですよ。普通は、いつ行けばええのかもわからへんで。そういう事前の練習みたいなものがあればいいなと思いました。

司会者：候補者になられて、2か月ほど後に裁判所に来てくださいという御案内

を差し上げるタイミングで、そういったことをお知らせしたらどうかということですね。

2番さん、メッセージをお願いいたします。

裁判員経験者2：私は、事前の知識を持たずに参加する方がいいんじゃないかなと思います。ただ、問題は、加害者と被害者の両方の思いがわかりますので、期間中に心が折れるんです。そのあたりを受け入れるまでに相当な時間がかかりますので、心のケアをするようなセクションがあるとは思いますが、そのあたりのケアが課題かなと思います。できるだけ忘れてくださいと言われても、そう簡単に忘れられるものじゃないので。

司会者：メンタルヘルスのサポート窓口については連絡があったことと思います。裁判が終わった後でも、お使いいただけます。

裁判員経験者2：そこまでひどくはないんですけども、ちょっと寝にくいというように、心の負担になるということですね。

司会者：そこは、やはり大きな制度の課題であるという御指摘ですね。ありがとうございます。

裁判員経験者2：それから、公開原則というのがあって、法廷への傍聴人の出入りが自由である点が疑問です。傍聴人の態度にまで言及するのは難しいかと思いますが、出入りには制限を設けていただきたいなということです。

もう1点は、司法ではなく行政省庁のケースなんですけど、長年携わってることについては慣れが出てきて、あれっという態度がかいま見える方もいますので、裁判所においては、今回同様、厳粛に進めていただきたいなという思いです。

司会者：ありがとうございました。厳しいお言葉をちゃんと受けとめなければいけませんね。

3番さん、いかがですか。

裁判員経験者3：裁判員裁判は、まずは1回、絶対に見てみるべきですね。私はすごく勉強になったし、裁判官の人柄を知ることもできました。裁判のシステ

ムに触れるためにも、必ず1回は見たほうが良いと思います。ところが、私も仕事で海外に行ったりしますし、普通の会社の人でも、その会社を担っているような人は裁判所に来られないので、裁判員になられる方が偏ってしまうということがありますね。ある程度時間に余裕があって、裁判に興味があるという方にだんだん裁判員が絞られてきてしまうのではないかと思います。それと、私はたった4日間でしたけど、それでも、朝から晩までそういうことを考えないといけないので、すごく負担が大きいんですね。普段はほかの仕事をしていて、裁判の世界には関係も興味も全然ない人がいきなり専門家の中にほうり込まれて、緻密な判断をプロと同じような感覚でしてくださいと言われて、それはちょっと無理だと思います。これからそういううわさが広まってしまうと、こんなにしんどくて怖いところには行きたくないということになって、行きたい人だけが行くというふうに偏ってしまう結果、世間の意見を反映しないようになる可能性もあるんじゃないかと思います。だから、検察官や弁護人がCGやアニメでストーリーを作って試してみるとか、何かほかの方法を考えてほしいと思いますね。

司会者：ありがとうございました。

4番さん、お願いいたします。

裁判員経験者4：僕は、最初は、当たってしまったと思って、どうしようどうしようと思ってたんですけど、裁判の期間の長い短いは関係なく、裁判員を経験すべきじゃないかなと思います。何でこの事件に対してこんな判決やねんとインターネットに書いたりする人もいると思うんですけど、実際に裁判員として中に入って評議をして初めて、本当の裁判というのが少しずつでも見えてくるやろし、経験することによって、ほかの事件でもなぜこんな判決になったのかというのがわかって、事件に対する興味も出くると思うんです。だから、はなから嫌やと言うんじゃないく、もし行けるのであれば、ぜひ参加したらいいんじゃないかと思います。

司会者：ありがとうございました。

5番さん。

裁判員経験者5：写真とかいろんなものを見るということで、精神的に非常にしんどいんじゃないかと思われてる方もたくさんおられると思うんですけど、そういうものはできるだけ少なくというか、負担にならない範囲で資料が提示されるなどの工夫がされてきていると思うので、ぜひとも多くの方に経験をしていただきたいなと思います。それほど見識や意見をしっかりと持たなければいけないということはないと思います。人数も、裁判員は6人ですし、裁判官との和気あいあいとした雰囲気がありつつの裁判員裁判なんで、気楽にじゃないですけど、経験してみようということを大前提にして、リラックスして参加していただきたいなというふうに思います。傍聴席で見るのと実際に法壇上に座るのとでは全然違った観点が持てるし、裁判の流れを理解するということが本当にいい経験になるんで、ぜひとも多くの方に、この裁判員裁判に積極的に参加していただきたいなと思います。

司会者：ありがとうございました。

6番さん、いかがですか。

裁判員経験者6：私も、本当に、いろんな人が裁判員を経験されたほうがいいと思っています。私は、以前にも検察審査会の審査員をしていたんですけども、そのときも、本当に市民感覚で決議をしてもらったらいいいと言われました。やっぱり、そういう市民感覚での決議というのは非常に大事やと思います。市民と法律に携わっておられる方の感覚のずれというのが多分にあると思いますので、裁判員として、市民感覚を持って壇上に上がられて、裁判員裁判に参加されるというのは非常に大事やと思います。

あと、私は、被告人が父親や母親と年齢が近かったもので、判決後も、被告人はどうしとるのかなというのをつくづく思いました。結局は電話をかけなかったんですけども、裁判所からメンタルヘルスサポートのチラシをもらっていたので、ああいったサポートをしていただけるのはありがたいなと思いました。

あと、裁判官は黒い服を着られてるんですけども、裁判員は私服ですので、せめて人の人生を決める場である判決のときには、裁判員の服装を少し考えた方がいいのかなとも思いました。

司会者：ありがとうございました。

それでは、記者の方からご質問がございましたらどうぞ。

記者：我々が裁判員裁判について取材をしていると、裁判員を御経験された方からは、非常に達成感があったとか、やってよかったというような意見をすごくよく聞きます。その一方で、裁判員の辞退者というのは、どこの県でも半数以上はいるという認識でおります。一度裁判員を経験された方と、まだ裁判員を経験されていない方の間のギャップがすごくあるなというふうに、取材をして感じるんです。そこで、裁判員制度をより浸透させていくという観点から、今後、裁判所はどういった形で裁判員のやりがいを発信していくといいかという点と、裁判員を経験された方として、守秘義務がある中で、どういった形でその御経験をほかの方に伝えて共有していくかという点について、特に御意見がある方がいらっしゃれば伺いたいと思います。

司会者：いかがでしょうか。

裁判員経験者全員：（コメントなし）

記者：先ほどのお話で私が参考になったのは、裁判所自体が身近な存在ではないので、候補者になった段階で、1回裁判所に来られるようにしたほうがいいんじゃないかということなどです。何かそういったところで、例えば、もっと気軽に裁判所に来られるようにしたほうがいいということでも構わないので、何かありましたらお願いします。

裁判員経験者全員：（コメントなし）

記者：先ほどの皆さまからのお言葉の中にも少しずつ出ていたかなとは思いますが、特になければ大丈夫です。

司会者：皆さま、本日は長い時間、意見交換会に御参加いただきましてありがとうございました。今日いただきました御意見を、これからの裁判員裁判の中

で生かしていきたいと思います。今後ともよろしく願いいたします。本日は本当にありがとうございました。

以 上